

**第三者が当該信用格付の妥当性を評価するために  
重要と認められる情報の項目**

**【手形・売掛債権】**

＜金融商品取引業等に関する内閣府令第306条第1項第9号イ＞

情報の項目	
1	ABL実行金額
2	格付
3	基本スキーム
4	ABL実行日
5	ABL返済日
6	返済方法
7	仕組み上の主たるリスクの所在
8	流動性・信用補完措置
9	裏付資産の概要
10	裏付資産発生の概要
11	適格要件
12	裏付資産プールの属性
13	裏付資産のキャッシュフロー
14	債務者金額別内訳
15	裏付資産のグラニュラリティ

**【大数アプローチの場合】**

	母体プールのパフォーマンス
--	---------------

**【CDOアプローチの場合】**

	格付別内訳
--	-------